

○法務省告示第二号

厚生労働省告示第二号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）
第四十八条の規定に基づき、及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
を実施するため、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生
等の個人情報情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十九年十一月
一日から適用する。

平成二十九年四月七日

法務大臣 金田 勝年

厚生労働大臣 塩崎 恭久

監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報
報の取扱い等に関して適切に対処するための指針

第一 趣旨

この指針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」と
いう。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に定める事項等に関し、監
理団体が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十三条の規定により監理団体が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき監理団体が個人情報情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。

第二 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）

監理団体は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

一 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

二 団体監理型技能実習生等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

三 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

四 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。

五 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。

六 明示する労働条件等の内容が労働契約を含む技能実習に係る契約締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた団体監理型技能実習生等に速やかに知らせること。

七 監理団体は、労働条件等の明示を行うに当たって労働条件等の事項の一部を別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

第三 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理団体の責務）等

一 団体監理型技能実習生等の能力に適合する職業の紹介の推進

監理団体は、団体監理型技能実習生等の能力に適合した技能実習に係る職業紹介を行うことができるよう、団体監理型技能実習生等の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人確保に努めること。

二 団体監理型技能実習生等からの苦情の適切な処理

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図り

つつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

三 監理事業に係る適正な許可の取得

団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあつせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

第四 法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

一 個人情報の収集、保管及び使用

(一) 監理団体は、その業務の目的の範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他

業務の目的の達成に必要な不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(二) 監理団体は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

(三) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

二 個人情報の適正な管理

(一) 監理団体は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(二) 監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知られることのないよう、特に嚴重な管理を行わなければならないこと。

(三) 監理団体は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを守らなければならないこと。

イ 個人情報の取り扱いができる者の範囲に関する事項

ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(四) 監理団体は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三 個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、監理団体は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定

する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。